

平成 29 年 12 月 1 日

農林水産省

消費・安全局

平成 29 年度第 1 回国際獣疫事務局 (OIE) 連絡協議会の概要について

農林水産省は、平成 29 年 6 月 29 日(木)に、平成 29 年度 第 1 回 国際獣疫事務局(OIE) 連絡協議会（以下「OIE 連絡協議会」という。）を三番町共用会議所で開催しました。今回は、本年 2 月に開催された OIE コード委員会の報告書で提示された OIE コード改正・新設案を中心に意見交換を行いました。意見交換の概要は以下のとおりです。

意見交換の概要

1. 本年 5 月に開催された OIE 総会の報告について

連絡協議会に出席したメンバーから、今回の OIE 総会で採択されたアフリカ豚コレラ (ASF) のコード改正に関連して、中国・韓国がアフリカ豚コレラ (ASF) は一度侵入するとコントロールが難しい疾病であるため、強く反対していたことについて、日本も共に反対していくべきとの意見がありました。これに対し、事務局から、平成 28 年度の夏及び冬の本協議会での議論を元に我が国はコメントを提出済みであり、現在のコードの内容はそれを踏まえたものであることを紹介し、日本の懸念としては、リスク評価のための一時的な輸入停止ができなくなってしまうことであったが、前回の総会でコード委員長から「コードの遵守状況に疑義があるなら輸入を認めないこともあり得る」旨の発言があったため、この懸念は解消されたと考えていると回答しました。また、事務局から、本協議会の数日前に実際にチェコで野生イノシシでの ASF の発生報告があり、同国からの豚肉の輸入を一時停止措置していることも併せて紹介しました。

2. OIE コード改正案について

(1) アニマルウェルフェアと豚生産システム

メンバーから、本コードの改正案について、「痛みを伴う処置」の項の中の「外科的去勢」について、実際にオランダでは 2015 年に禁止され、EU では 2018 年に全面禁止されることになっていることから、このような国からのコメントを紹介してほしいとの意見がありました。これに対し、事務局から、OIE のレポートでは、それぞれの国が提出したコメントとその内容がわかるようにはなっていないものの、国によっては自国が提出したコメントを公表しているため、そのような情報が得られ次第提供したいと回答しました。

また、別のメンバーから、「痛みを伴う処置」を必要な場合に限り行うこととする、という改正案について、我が国の実態とかい離したものになるのではないかという意見及び「痛みを伴う処置」は現場で行われているとおりの処置部位がまだ小さく回復の早い幼齢期であれば処置して良いと解釈して良いのかという質問がありました。これに対し、事務局から、本件について日本が過去にコメントを提出した際、OIE のアドホックグル

ープから科学的知見の伴わない意見は受け入れられないということで却下されたことを紹介し、科学的な根拠を示す論文等があれば紹介してほしいと回答しました。

(2) ワクチン接種

メンバーから、第 11 条の「発生例がなく、各疾病個別章に記載がなければ、ワクチン接種は、国又は地域の疾病ステータスに影響を与えず、貿易を中断させないものとする。」の記載の中で「発生例がない」場合には、どのような状況になれば相手国にリスク評価を求めることができるようになるのか、疾病の発生はアクティブサーベイランス又はパッシブサーベイランスで確認することとなるが、ワクチンで発症が抑えられている場合、パッシブサーベイランスでは発見できない可能性が高いため、その場合のリスク評価を求めるきっかけは何になるのかとの質問がありました。事務局からコード委員会のレポートにリスク評価を求める基準についての記載はないが、そもそも「発生」の定義は疾病章によって異なり、一概に言うには難しいと回答しました。

また、第 3 条で、ワクチン接種計画において、対象とする疾病が人獣共通感染症となる可能性を獣医当局が考慮するとされているが、動物種を越えた発生を想定して罹患動物の分布を考慮する場合、これは獣医当局が考慮すべきものなのかという質問がありました。また、メンバーから、人獣共通感染症を対象としたワクチン接種は公衆衛生部局との連携が必要だが、ワンヘルスの取組を具体的に展開することについて、OIE ではどのような議論になっているのかとの質問がありました。これに対して、事務局から、アドホックグループなど OIE の他の委員会等のレポートを精査し、何か分かったら後日情報提供する旨回答しました。また、事務局から、ワンヘルスの考え方に従った部局間の連携については記述がないため、追記するようなコメントを検討すると回答しました。

メンバーから、我が国ではワクチンの副作用の補償に関する法的整備はどうなっているのかとの質問がありました。これに対し、事務局から、ワクチンの副作用の補償について直接的な法的根拠はない旨回答しました。また、OIE がこの条で想定しているのは、ワクチン接種キャンペーンをスムーズに実施することを目的とした規定であると考えられるため、農家が被る可能性のある損害に副作用以外の接種事故等を含めるような修正コメントを検討していると回答しました。

メンバーから、家畜のワクチンに関するアニマルウェルフェアについて、先進国では外科的去勢の代わりにワクチンのインプロバックを使用しており(我が国も 2010 年に使用を許可)、このようなワクチンの使用を検討する際に、貿易の観点以前に、たとえば畜産物の安全・安心などの観点で検討すると思うが、実際の我が国の状況について、どう考えているかと質問がありました。また、EU では日本の食品安全委員会の分科会にあたる位置付けで家畜の健康福祉分科会があり、そこがアニマルウェルフェアの推進や規制を中心的に実施しているが、我が国の食品安全委員会では組織的な対応は検討しているのかとの質問がありました。これに対し、事務局から、アニマルウェルフェアの観点に限らず、畜産物の貿易では、商取引上の需要に応じたものをどう提供するかが主眼となっており、生産者も消費者がどのように受け入れられているかを最も気にしていると回答しました。また、現在のところアニマルウェルフェアを食品安全委員会の中でどのように検討していくかは不明なものの、農林水産省としては、消費者に受け入れられるレベルでの畜産のアニマルウェルフェアを考えていくと回答しました。

メンバーから、ワクチンの接種に関して国内の問題であるはずのことが輸出のための

問題意識として捉えられているように思えるが、畜産の世界ではワクチンはいつごろ、どのような形で使用されるようになってきたのかとの質問がありました。これに対し、事務局から、ワクチンは畜産の分野では数十年前から使用されており、経営上の観点と国家防疫の観点とではワクチン使用に関する考え方が異なり、また、ワクチン自体の性質の違いや、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の規制の違い、食品安全上の視点等、様々な側面からの議論が必要であると回答しました。

(3) 口蹄疫

メンバーから改正案中に「と畜場直行に限り、ワクチン接種家畜について清浄地域への移動を認める」とあるが、本改正が採択された場合、日本もこれに準じた動きになるのかとの質問がありました。これに対し、事務局から、日本で口蹄疫が発生しワクチンを接種せざるをえないような状況になった場合等、万一の際のひとつの選択肢として捉えることもできると回答しました。

メンバーから、疾病発生時にワクチン接種動物のと畜を伴わなくても清浄ステータスへ復帰する期間を6ヶ月から3ヶ月に短縮することについて、牛の場合には咽頭部に少なくとも1月間ウイルスが存在し続けて無症状キャリアになるというデータがあり、また実際にはワクチン抗体と感染抗体を区別するサーベイランスも技術的に難しいところがあって、無症状キャリアであり続ける問題と合わせて考えると復帰期間はワクチン接種家畜を全頭淘汰した場合と同様の3ヶ月で本当に足りるのかという疑問が拭えない、全頭と畜を伴わずに清浄化を達成する際にはもっと慎重になるべきではないかという意見がありました。

メンバーから、ワクチン接種コンパートメントについて、そのコンセプト自体に疑問を感じるとの意見がありました。

メンバーから、貿易上の制限が緩和され続ける傾向になっていることに、輸出国の都合だけで緩和が進められている気がしてならず、疾病（口蹄疫）の撲滅を目指す取組を促すべきではないかとの意見がありました。これに対し、事務局から、清浄国であり、輸入国でもあるという我が国の立場から、データにして意見を言うことが重要であり、引き続きデータの提供へのご協力をお願いしたいと回答しました。

(4) 豚コレラ

メンバーから、今般の改正案では、発生の定義において臨床症状により重きが置かれているように感じると意見がありました。また、発症率が低いウイルス株の場合、疾病の発見にはアクティブサーベイランスが必要になるが、今回の改正案ではアクティブサーベイランスの重要度が低くなっているように感じるが、改正の理由は何かとの質問がありました。これに対し、事務局から、アクティブサーベイランスの重要度を低下させているわけではなく、全部で3項目ある発生定義の内、1つはウイルスが分離、また他の2つの項目では、症状がなくとも病変があることも発生要件に含まれた改正案となっており、これらと疫学関連のいずれかの場合での抗原又は抗体が検出されれば発生に該当するため、条文中の条件であればアクティブサーベイランスの手順で見つかるだろうと考えられると回答しました。

メンバーから、豚コレラの持続感染豚の場合に発生の定義はどうなるのかと質問があ

り、事務局から、持続感染豚についても条文中の定義があてはまると回答しました。

メンバーから、「一般的な急性感染例では」潜伏期間は14日、としたほうが誤解を招かないのではないかとの意見があり、事務局から、出生後に感染した慢性感染例について改正後のコードでは規定が削除されているので、そのことと合わせてコメントを検討したいと回答しました。

(5) 食品安全における獣医サービスの役割

メンバーから、2001年に日本で「狂牛病」が発生した際、「狂牛病」という言葉が新聞紙上で使用されなくなるまで2ヶ月ほどの時間を要し、この期間、この言葉が引き起こした風評被害による損害は2千億円にも昇ると考えているが、なぜこの言葉が使用され続けたのか、関係者に迅速に動いて欲しかったとの質問と意見がありました。これに対し、事務局から、当初、牛伝染性海綿状脳症（BSE）の発生していたイギリスで「mad cow disease」という名称が使われており、発症牛の様子を写した映像等の恐ろしいイメージが根付いてしまったことから、人々の認識を「狂牛病」から「BSE」へと変えていくのが難しかったこと、当時の教訓を活かして、現在は「牛白血病」を「EBL（地方病性牛白血病）」と呼ぶといった取組もおこなわれていることを説明しました。また、農林水産省は、BSEの反省を活かして、本連絡協議会のように開かれた場で意見を聞きながら畜産行政や食の安全・安心に取り組んでいることを紹介しました。

別のメンバーから、OIEは食品安全と動物の健康を関連付けて議論してきているにもかかわらず、この章のコンセプトにアニマルウェルフェアに関する規定がないことは意外であり、OIEの考え方を知りたいとの意見がありました。これに対し、事務局から、アニマルウェルフェアは食品安全に貢献する部分があるものの、獣医衛生領域を超えた部分も含んでいるため、アニマルウェルフェアを食品安全システムに入れることについて、OIEの考え方を確認する必要があると回答しました。

3. その他

(1) 災害時のアニマルウェルフェアについて

メンバーから、東日本大震災後、食品の放射能汚染問題が社会的に大きく取り上げられていることについてOIEでどのような議論がなされているのか教えて欲しいとの質問がありました。これに対して、事務局から、事務局職員の中にアニマルウェルフェアのアドホックグループの委員がいること、アドホックグループの議論の内容は守秘義務があるが議論終了後に専門委員会にかけられれば公開されることになっていること、災害時のアニマルウェルフェアをどのように考えるべきかアドホックグループ内で議論されていることを紹介しました。

(2) 情報の積極的な周知について

メンバーから、畜産の現場で使用される抗菌剤等がAMRの原因となっていることは、最近になって消費者に認識されるようになってきたこと、ワンヘルスアプローチの下で食の安全・安心を提起していくのは重要であるため、これらの情報を広くホームページ等にどんどん公開してほしいとの意見がありました。また、別のメンバーから、OIE連絡協議会以外にもOIEの存在を広く一般の方々に知って貰うための取組をするべきとの意見がありました。